

## 新潟県立長岡農業高等学校令和4年2学年修学旅行事業委託プロポーザル募集要領

### 1 事業概要

#### (1) 業務名

新潟県立長岡農業高等学校令和4年2学年修学旅行事業委託

#### (2) 事業の目的

- ア 校外活動や集団生活を通して、社会性・協調性・責任感・自主性を養成する。
- イ 平和学習を通して、戦争の悲惨さや平和の尊さについての理解と考察を促進する。
- ウ 沖縄の自然・文化・伝統に触れることや、様々な体験を通して、異文化や多様性についての理解を深める。
- エ 沖縄の農業について学ぶことで、より深く広い視野をもつ契機とする。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から本委託事業が終了するまで

#### (4) 参加人数 (予定)

126名 (生徒120名 引率教員6名)

#### (5) 業務内容

別紙「新潟県立長岡農業高等学校令和4年2学年修学旅行事業委託仕様書」のとおり

#### (6) 見積限度額

1人あたり 120,000円 (消費税及び地方消費税を含む) 以内とする。

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 新潟県内に本社又は支社 (営業所又は事務所を含む) を置く者であること。
- (3) 過去5年以内に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行 (修学旅行を含む) の受託実績があること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 会社法 (平成17年法律第86号) に基づく清算の開始又は破産法 (平成16年法律第75号) に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

### 3 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

#### (1) 参加申込

ア 提出書類 各1部

(ア) 別紙様式1 「参加申込書」

(イ) 別紙様式2 「会社概要」

(ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」

イ 申込み期限：令和3年2月22日（月）15時（必着）

ウ 申込み先：問合せ先に同じ

エ 方法：書面持参又はFAX。

※ FAXの場合は、送信後に確認の電話をお願いします。

#### (2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、2月24日（水）15時までに提案資格の確認結果の通知を  
書面で行う。

### 4 募集要領の内容についての質問受付及び回答

#### (1) 質問受付

ア 期限：令和3年2月22日（月）15時（必着）

イ 受付場所：問合せ先に同じ

ウ 方法：書面持参又はFAX。

※ FAXの場合は、送信後に確認の電話をお願いします。

#### (2) 回答

ア 期日：令和3年2月24日（水）

イ 回答先：上記3(1)により申込のあった全参加者

### 5 企画提案書作成要領

#### (1) 提出書類

ア 企画提案書 7部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

(ア) 基本的な考え方

① 修学旅行に対する基本的な考え方や方針

(イ) 実施体制

① 現地旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制

② 添乗員の実績及び体制

(ウ) 行程

- ① 交通手段
- ② 宿泊施設の概要、安全性

(エ) 事前・事後研修、現地研修

- ① 研修の内容やねらい、効果
- ② 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(オ) 安全管理

- ① 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
- ② 保険の内容

イ 見積書 7部

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印すること。(様式任意)

(2) 提出期限等

ア 期限：令和2年2月26日(金) 15時(必着)

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

ア 企画提案書は、事業委託仕様書に基づき作成すること。

イ 参加者は1つの提案しかできないこと。

ウ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと。

## 6 ヒアリングの実施

提案者に対しては、令和3年3月2日(火)に提案内容のヒアリングを実施する。

ヒアリングではスクリーン・プロジェクターは使用不可とする。なお、詳細については、別途通知する。

## 7 審査要領

### (1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

### (2) 審査基準

項目	審査基準	配点
業務遂行能力	①事業目的を適切に理解しているか。 ②添乗員・現地コーディネーター・現地旅行会社との体制は十分であるか。 ③生徒・学校の実情に配慮し、柔軟な対応が可能か。	30
企画内容	①研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものになっているか。 ②創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。 ③スムーズで無理のない行程で、負担の少ない交通手段が確保されているか。 ④宿泊施設の安全性が確保できているか。	40
経費	①研修のねらいを達成するための適正な価格となっているか。	10
安全	①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ②保険の内容は十分なものとなっているか。	20
計		100

※ 配点は審査委員1名当たり

## 8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。(別紙様式4)

なお、審査結果に対する異議等は、一切受け付けない。

## 9 日程

- ・参加申込 2月22日(月) 15時必着。
- ・質問受付 2月22日(月) 15時必着。
- ・参加資格の審査・質問回答 2月24日(水) 15時まで。
- ・企画提案書の提出 2月26日(金) 15時必着。
- ・ヒアリング実施 3月2日(火)
- ・審査結果通知 3月5日(金)

## 10 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者と特定した者と委託契約の締結交渉を行う。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

なお、協議には、仕様書及び提案書の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むものとする。契約書は2通作成し、委託者及び受託者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。また契約書に要する経費は受託者の負担とする。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 11 問合せ先

〒940-1198 新潟県長岡市曲新町3丁目13番1号

新潟県立長岡農業高等学校 担当：高橋 康一

電話番号：0258-37-2266 (代表)

F A X：0258-39-5535

E-Mail：takahashi.koichi-c@nein.ed.jp

## 12 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

エ 本要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者